

大戸川ダム検証について

1 経緯

- 平成 22 年 9 月 28 日 国土交通大臣が検討主体にダム検証を指示
※大戸川ダム検証の検討主体：整備局
- 平成 28 年 2 月 8 日 第 1 回検討の場・第 3 回幹事会
※総合的評価：「最も有利な案は『大戸川ダム案』」
- 平成 28 年 2 月～3 月 関係住民および学識経験者への意見聴取
- 平成 28 年 6 月 29 日 「報告書（原案）案」について地方公共団体へ意見聴取

2 検討の場（H28.2.8）における知事発言要旨

- 国がダム検証の手続きにのっとり、予断なく検証された結果と考えている。
- 自然環境への影響が懸念されるので、これについて十分ご検討いただきたい。
- 国の「水防災意識社会の再構築ビジョン」と「しがの流域治水」は同様の方向性であり、大戸川においても本県と連携した取組をお願いしたい。
- ダム本体工事着工にあたっては、河川整備計画の変更が必要であることから、その際には、改めて本県の意見を聴くこととされたい。
- 県道大津信楽線の付替工事については、引き続き早期完成に向け推進していただきたい。

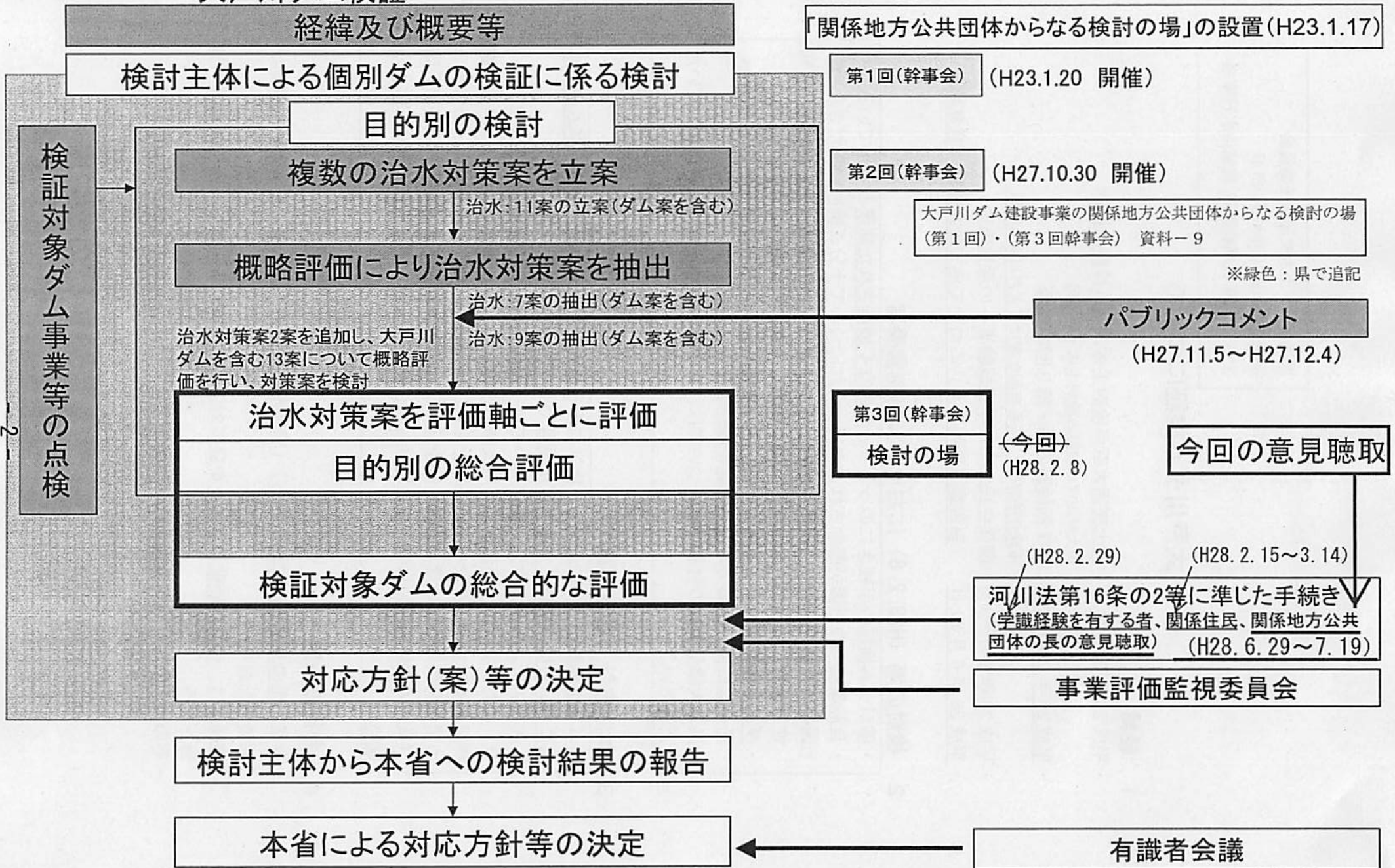
3 対応方針（原案）案

「検証要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、大戸川ダム建設事業については「継続」することが妥当である。

大戸川ダムのダム本体工事については、淀川水系河川整備計画（平成 21 年 3 月）において「中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」となっていることから、河川法 16 条の 2 に基づき、あらかじめ関係府県知事等の意見を聴く等を経て、同計画を変更するまでは、現在の段階（県道大津信楽線の付替工事）を継続し、新たな段階（ダム本体工事）には入らない。

4 今後の予定

- 今後、県の意見を国に提出する。（関係市（大津市、栗東市、甲賀市）の意見は別添のとおり）
- 整備局は、事業評価監視委員会を経て対応方針（案）を決定し、国土交通省へ報告される。
- その後、国の有識者会議を経て、国土交通大臣により対応方針が決定される。

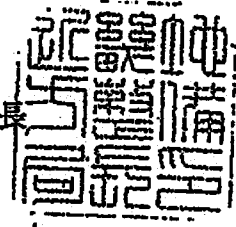




国近整河計第19号
平成28年6月29日

滋賀県知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び大戸川ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大戸川ダム建設事業では「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行いました。

このたび、これらの検証に係る検討結果等として、「大戸川ダム建設事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年7月19日までに、回答（任意様式）をお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 吉田（提出先）

大戸川ダム建設事業の検証に係る検討 報告書 (原案)案

平成 28 年 6 月

国土交通省近畿地方整備局

【注】

本報告書(原案)案は、大戸川ダム建設事業の検証に係る検討にあたり、検討主体である近畿地方整備局が「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って検討している内容を示したものであり、後の国土交通省本省に報告する「対応方針(案)」を作成する前の段階における近畿地方整備局としての(原案)案に相当するものです。

国土交通省本省は、近畿地方整備局から「対応方針(案)」とその決定理由等の報告を受けた後、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の意見を聴き、対応方針を決定することになります。

7. 対応方針（原案）案

○検証対象ダムの総合的な評価

検証対象ダムの総合的な評価を以下に示す。

洪水調節について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は、「大戸川ダム案」であった。大戸川ダムは、洪水調節のみを目的とする洪水調節専用（流水型）ダムであることから、目的別の総合評価（洪水調節）の結果を踏まえ、総合的な評価において、最も有利な案は「大戸川ダム案」と評価した。

○意見募集、関係住民及び学識経験を有する者からのご意見

意見募集、関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取を行い、さまざまな観点から幅広いご意見を頂いた。これらのご意見を踏まえ、大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案の作成等を行った。

○関係地方公共団体の長からのご意見

（今後、「対応方針（原案）」の作成及び大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定）

○事業の投資効果（費用対効果分析）

洪水調節については「治水経済調査マニュアル（案）（平成17年4月 国土交通省河川局）」に基づき、大戸川ダムの費用対効果分析を行った結果、全体事業におけるB/Cは1.1で、残事業のB/Cは5.1であることから、事業の投資効果を確認した。

○事業評価監視委員会からのご意見

（今後、「対応方針（原案）」の作成及び大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に対する近畿地方整備局事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定）

○対応方針（原案）案

「検証要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、大戸川ダム建設事業については「継続」することが妥当である。

大戸川ダムのダム本体工事については、淀川水系河川整備計画（平成21年3月）において「中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」となっていることから、河川法第16条の2に基づき、あらかじめ関係府県知事等の意見を聴く等を経て、同計画を変更するまでは、現在の段階（県道大津信楽線の付替工事）を継続し、新たな段階（ダム本体工事）には入らない。



大 建 広 第 1 3 号
平成 2 8 年 7 月 1 1 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

大津市長 越 直



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案にかかる意見について(回答)

標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意	見
<p>本市としては、大戸川流域の市民の安全が第一と考えているが、検討報告書案については、その内容を検証する技術的知見を持ち合わせていないことから、滋賀県においてご検討の上、対応されたい。</p> <p>そして、国の対応方針決定に至るまでは、まだ所定の手続きが必要なことから、必要な検証作業を適切に進めていただきたい。</p>	

(担当課：建設部広域事業調整課 担当者：鎌田)

栗国県第 127 号
平成28年 7月 8日

滋賀県知事 三日月 大造 様

栗東市長 野村 昌



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年6月30日付、滋流政第165号で照会がありました表記の件について、下記の通り回答いたします。

記

建設を凍結している淀川水系の大戸川ダムに関して、「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、他の治水対策案に比べ、ダム建設が「総合的な評価として最も有利」とする検証結果を踏まえ、今般、検討主体である近畿地方整備局が「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領項目」に沿って予断なく検証され、「継続が妥当」との判断に至った「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を支持する。

近年の異常気象により多発する自然災害への対策は、全国で急務となっており、費用対効果は勿論のこと、流域の生命、財産を守る上で、評価検証における大戸川ダムが最も早く効果発現出来るとの結果が重要であると考えます。

今後は、永年にわたり水害に見舞われてきた過去の経緯を踏まえ、流域住民が安心して安全に暮らせるよう一日も早いダム本体工事の着工を目指して頂きたい。

また、準備工事として進められている県道大津信楽線の付け替え工事と併せ、栗東から大津、信楽を結ぶ重要幹線道路である県道栗東信楽線が付け替え県道に平面交差と成るよう強く要望する。



甲 建 事 第 157 号
平成 28 年 (2016 年) 7 月 8 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

甲賀市長 中 嶋 武 嗣



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見について (回答)

平成 28 年 6 月 30 日付け滋流政第 165 号で意見照会のあった件については、
下記のとおり回答いたします。

記

- 意 見 「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書 (原案) 案」に対して意見はない。
- 要 請 大戸川ダム上流部の河川改修計画を早期に策定いただきたい。